社会福祉法人雪舟福祉会　介護職員初任者研修　研修実施要領（学則）

１　開講目的

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した質の高い介護を提供するため、必要な知識、技術を有する介護職員の養成を図るとともに、地域住民に資格取得の機会を提供することで、福祉に対する興味、関心をもっていただき、地域福祉の向上を図る。

２　研修事業者

（１）事業者名：社会福祉法人雪舟福祉会

（２）主たる事業所の所在地：岡山県総社市久代５１２７

（３）連絡先電話番号：０８６６－９６―０７００

（４）研修の事務を行う県内事業所の名称及び所在地

名　称：特別養護老人ホームシルバーセンターセレーノ総社

所在地：岡山県総社市久代５１２７

担当部署（担当者）：法人事務局（小幡　むつみ）

連絡先電話番号：０８６６－９６－０７００

研修者情報公開ＵＲＬ　http://www.sesshu-fukushikai.or.jp/sereno/

３　研修の名称、通学制又は通信制の別

（１）名　　称　セレーノ総社介護職員初任者研修

（２）実施形式　通学制

４　受講資格及び受講定員

（１）受講資格

・満１６歳以上の者で、介護技術の基礎的知識・技能の修得に熱意のある者。

・心身に障害等がある者については、全課程受講に支障がないと判断した場合に限り受講を認める。

（２）受講定員

１０名

５　開催時期及び研修期間

（１）開催時期

平成３１年５月２５日から平成３１年１０月２７日まで

（２）研修期間

受講者１人当たり　研修総時間　１３１時間、２１日間

６　実施場所

（１）講義

岡山県総社市久代５１２７　特別養護老人ホームシルバーセンターセレーノ総社会議室

（２）演習

岡山県総社市久代５１２７　特別養護老人ホームシルバーセンターセレーノ総社会議室

７　研修カリュキュラム

介護職員初任者研修を実施する。

（１）研修カリュキュラム

「岡山県介護職員初任者研修事業指定等に関する要綱」に規定する介護職員養成研修のカリュキュラムに基づき行う。

（２）テキスト

テキストは中央法規発行の介護職員初任者研修テキストを使用するとともに、必要な補助教材を使用する。

（３）講師

別紙のとおりとする。

（４）日程

別紙のとおりとする。

８　受講手続き（募集要領等）

（１）受講手続き

別紙募集要項のとおりとする。

（２）本人確認の方法

受講者は受講申込受付時又は初回の講義時に、下記の公的証明書の原本の提示を行わなければならない。

・運転免許証
・パスポート
・健康保険証
・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票
・住民基本台帳カード
・在留カード等

９　募集期間

岡山県より指定を受けた日から平成３１年５月１９日まで

１０　受講料

受講料は次のとおりとする。

区　分	金額（税込）	納入方法	納付期限
受講料	６０，０００円	一括納入	申込時
テキスト代	５，４００円		
計	６５，４００円	－	－

※納入した受講料は原則返金しない。

１１　欠席者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用の取扱い

（１）補講の対象者

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、研修科目数の概ね１割以内を限度として、補講の受講を認める。また、補講を受けることにより、当該科目に出席したものとみなす。

※欠席した者とは、研修開始から１０分以上遅刻した者をいう。

（２）補講の実施方法

補講できる単位は、７に定める「研修カリュキュラム」の科目又は項目ごとに実施するものとする。

（３）補講に係る費用

補講費用は、１時間当たり２，０００円とする。

１２　研修修了の認定方法

修了認定は、７に定める「研修カリュキュラム」をすべて履修し、以下の修了評価を行ったうえ、研修講師で構成する修了認定会議において基準に達したと認められる者に対して行う。

・修了評価は、筆記試験と講義・実技の習得状況を確認し行う。

・評価基準は、理解度の高い順にＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４区分で評価したうえで、Ｃ以上の評価の受講者を、評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達した場合に修了と認定する。ただし、再試験は無料で行う。

認定基準（１００点を満点とする）

Ａ＝９０点以上　Ｂ＝８０～８９点　Ｃ＝７０～７９点　Ｄ＝７０点未満

１３　受講の取り消し

以下に該当する者は、受講を取り消すことができる。

・学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

・講師又は事務局の指示に従わない者

・研修の秩序を乱す者
・その他受講者として遵守すべき事項から著しく逸脱した者

１４　修了証明書等の交付

社会福祉法人雪舟福祉会理事長は、研修修了者に対して、介護保険法施行令第３条第１項に基づき、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

また、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、性別、生年月日、住所等を記載した名簿を作成・管理し、その名簿を岡山県知事に報告する。

１５　施行細則

この学則に必要な事項については、研修事業者が定める。

附　則

この学則は　平成２７年１月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２８年１月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２９年２月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成３０年２月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成３０年７月８日から施行する。

附　則

この学則は、平成３１年２月１日から施行する。